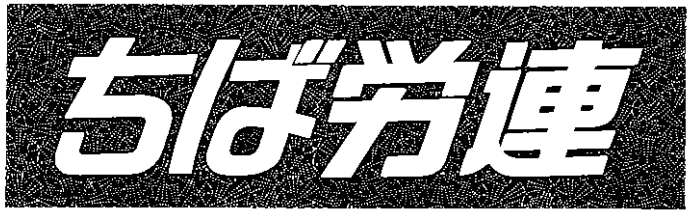


第 60 回評議員会

日時：7月30日(水) 18:30~
場所：自治体福祉センター4F



ホームページ <http://chibarouren.jp/> メール chibarouren@axel.ocn.ne.jp

第 272 号 URL 版 2014 年 7 月 31 日

発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター

電話 043(225)5576 FAX 043 (221) 0138

発行人 本原康雄 定価 20 円

【1 面】

集団的自衛権の行使は許さない

平和・憲法を守ろう

安倍政権が集団的自衛権行使の容認を閣議決定し、集中審議では「自衛隊の活動場所が戦闘行為の現場になる可能性はある」ということを認めました。こうした安倍政権の暴走を許さず、平和を守るためにも一層の運動の強化が必要です。

こうした情勢の下で 6 月 18 日、千葉県憲法会議と憲法改悪反対千葉県共同センターが主体となって、千葉駅前で行った集団的自衛権行使容認の閣議決定に反対する緊急宣伝行動を行いました。

宣伝には 21 人が参加し、交代でマイクを握りながら、「集団的自衛権の本質は日本国民を守るものではなく、海外でアメリカと一緒に戦争ができる国に変えることだ」と訴えました。チラシは 800 枚がまたたく間になくなりました。

「こんな内容だとは思わなかった」「人を殺したくないし殺されたくもありません」「戦争反対です」と宣伝中に声をかけてくる通行人が大勢いて、市民の関心の高さがうかがえました。

安心して働くために平和を守る

若者憲法集会に 60 人以上が参加

安倍政権がねらう集団的自衛権の行使容認を許さず、憲法を守り活かそうと 6 月 22 日、若者たちが東京都内で「若者憲法集会」を開催し、デモ行進を行いました。集会には全国から 1056 人が参加し、千葉県からもバス 2 台を出して 60 人以上の青年が参加しました。

集会参加にあたって千葉県では、6 月 1 日にプレ企画を行い、平和に対する想いを語り合っただけでなく、プラカードを作成しました。

デモでは、「守るぜ憲法」「私たちが戦地に送るな」などと書かれたプラカードを掲げ、



若者憲法集会に参加した千葉県の参加者たち

ラップやドラムのリズムにあわせて、「憲法守れ」「自由を守れ」と声をあげました。沿道から隊列に加わり一緒にこぶしをあげる青年や、喫茶店からデモ隊にむかって手を振る人の姿もありました。

集会に参加した千葉青年ユニオンの渡辺さんは、「もしこの集団的自衛権が成立してしまったら、真っ先に戦場に駆り出されるのは私たち青年です。平和を守るためにも、安心して働き続けられる社会の実現のためにもこれからも運動を強めていきます」と話しました。

一歩でも二歩でも一緒に歩こう 廃止させる千葉の会が宣伝

5月6日に北海道礼文島を出発した2014原水爆禁止国民平和行進は、7月9日の夕方、茨城県実行委員会より引継ぎ、翌10日に千葉県内行進のスタートを切りました。

10日朝、香取市役所に約60名が集まり出発式を行いました。最初に実行委員会の喜多正博代表(地区労連議長)が「福島事故以来、核の利用そのものが人類の将来に不幸をもたらすんだという感覚が世界に広まっています。私達が身近に経験した福島、絶対に忘れてはいけません」とあいさつしました。

つづいて、香取市副市長軸丸真二氏が「平和をおびやかす核兵器等の廃絶はもとより地球上から戦争をなくし世界の恒久平和のために市民のみならずと一緒力をつくってまいりたいと思います」と激励のあいさつ。宮崎毅教育長、共産党市議会議員の坂本洋子氏からも激励のあいさつがありました。

今年は北海道礼文島から東京までの通し行進に山口逸郎さん(82)、千葉県内通し行進に市川市の新村トシさん(77)が参加しました。山口さんは「被爆者の願いは生きている間に核兵器廃絶、原水爆禁止、原発再稼働の反対。私たちもその願いは同じです。その願いをかなえるために元気よく行進をかさねていきます」と語り、新村さんは「田舎が福島で、もんもんとした毎日の中、歩こうかなと急に思い立ちました」と決意表明しました。

山口さんの元気な掛け声とともに出発した平和行進は、核兵器のない世界、非核と9条輝く日本を呼びかけながら13日間かけて県内を行進しました。



香取地域の平和行進

今の最賃じゃ生活できない

千葉パ臨連が最賃引上げ宣伝行動

パート・臨時のなかま千葉連絡会は、6月20日千葉駅前東口で千葉県最低賃金引き上げ宣伝行動を行い、医労連、船橋時間外保育労組、コープネットグループ労組、千葉労連事務局から21名が参加しました。

「増税と物価の上昇で生活費は上がっているのに賃金は上がっていない」「地域間の賃金格差の問題」「全国で4割近くが非正規雇用労働者、4人に1人が年収200万円以下のワーキング・プアとなっている」などの現状をマイクで訴えながら、リーフレット付ポケットティッシュを配布しました。

最低賃金審議会への要請署名も行き、協力してくれた方からは「今の時給だけで生活するのはとても無理。消費税も上がりさらに家計が苦しくなっている」「都道府県によって、こんなに最低賃金が違うのには驚いた。同じ仕事をしているのにおかしい」などの声が出されました。また、マイクで要請署名の協力を呼びかけたところ、「ちょうど先日、友人たちと時給 1000 円以上はないとネと話していたところ。ぜひ、署名に協力させてください」と署名された方もおり、1 時間で 17 筆の署名が集まりました。



最賃 1000 円求め宣伝行動

波濤

4 年に一度のサッカーワールドカップ。日本の決勝トーナメント進出を期待しつつ… 3 戦でわずか 2 得点。

監督の采配、決定打不足などと言われたが、俄ファンではあるものの残念な結果に終わった▼一方で何が起こるかわからない。準決勝の 6 分間で 4 ゴールを決められたブラジル。5 度の優勝を飾るほどのチームがホームゲームで歴史的惨敗に。エース離脱の不運も重なり、一試合で 7 得点は稀だろう▼日本が強くなった以上に他国も同じ。大舞台上で格上のチームにここぞとばかりに勝てるほど甘くはない。次の大会では「自分たちのサッカー」を魅せて盛り上げてほしい。奇跡を信じる以上に、世界で戦う「力」で。



え・西山 進

【2 面】

画期的な成果勝ち取る

宮本さん勝利報告集会

多くの仲間が参加し勝利を分かち合う

7 月 12 日に旭市ホテル「サンモール」で旭中央病院・宮本さんを職場に戻し地域医療を再生させる会（以下、会）が、2 年にわたるたたかいを経て勝利報告集会を行いました。

このたたかいを支援してきた千葉労連や千葉県争議団、地元旭や銚子・匝瑳地域住民など全県から 60 名が参加しました。宮本さんは残念ながら職場に戻ることは叶いませんでした。しかし、病院は今件について事実上全面的に非を認め、処分そのものがなかったに等しい和解内容となりました。司法の判断に委ねず、地域医療の再生を求める住民の運動と結合させ、たたかってきたことが、全国的に見ても画期的な成果につながりました。

取り組みとしては、月 1 回粘り強く取り組んだ旭



争議を支えた支援者と宮本さん
(写真前列中央)

中央病院前での宣伝行動、80 名越えの要請行動と市内の練り歩きで病院側を追い詰めた昨年 11 月 15 日の千葉県争議支援総行動です。そうした経過を振り返りながら、勝利を分かち合い、宮本さん自身と宮本さんと生活を支えた奥さんの苦勞をねぎらい、これからの門出を祝う場となりました。

引き続きの課題は地域医療の再生

宮本さんの不当解雇事件は終結したものの、病院が民主的になったというわけではありません。それどころか、独立行政法人化など地域医療を崩壊させる動きが強まっています。会としては解散しますが、引き続き自治労連や県医労連、そして旭中央病院の民主化と地域医療の再生を求める地域住民の方々と共に連帯し、たたかっていくことが会事務局長の永島氏より表明されました。

住民のためのいい仕事を

自治労連地方自治研究集会



自治研集会全体会の様子

自治労連千葉県本部は「第 30 回千葉県地方自治研究集会」を千葉市内で開催し、全体で 153 名が参加しました。

午前中は全大会が行われ、冒頭に斎藤実県本部委員長は主催者あいさつで「憲法尊重擁護義務が、憲法第 99 条に規定されていることを確認した上で、住民のためのいい仕事をしたい、そのために地方自治研究の活動に力を入れよう」と訴えました。

記念講演は、岡田知弘京都大学大学院教授が、「憲法と地方自治をいかに、住民のくらしといのちを守る自治体づくりを」と題して行いました。岡田教授は、第 2 次安倍内閣の「アベノミクス」の狙いを「戦

争ができる普通の国」づくり、多国籍企業のための「国のかたち」であるとし、「デフレ」の原因は賃下げ・社会保障給付削減と海外生産品の逆輸入による物価低落と指摘。続いて T P P が暮らし、地域経済、国民主権・国家主権も破壊するということ、道州制や地方制度調査会など地方制度改革をめぐる動向とその矛盾を指摘しました。これに対抗するかたちでの各地の実践を紹介しながら、「自然と共生し一人ひとりの人生を大切に持続可能な地域・日本をつくるのが重要」と強調しました。

続けて行われた特別報告では、岩手自治労連の書記長である渡辺さんから『3・11 東日本大震災・津波』から 3 年…現状と課題について～地域住民のライフラインとして～と題した報告がありました。現状の写真をしながら、あらためて被害状況を確認し、住民懇談会などをとおして明らかになった被災者の実態が報告されました。

全体会は、實川理自治研事務局長の基調報告後に幕を閉じ、午後からは 5 分科会と 1 講座を行いました。

労働相談 1 ヶ月 ～みなし残業の問題～

残業代が「固定残業代」として、求人案内の給与額に表示されていることから、長時間労働を行っても残業代が支払われないという若者の相談が来ています。事例を紹介します。

事例 1、中古車販売店に働く 23 歳の青年。ハローワークの求人案内に、「基本給 25 万円から 33 万円。通勤手当 1 万円。残業なし。ボーナス年 2 回 33 万円～」とあり就職。実際の支給額は「基本給 10 万円+ポイント給。通勤手当なし。ボーナス 2 万円から 3 万円」。相談は、求人票と全く話が違ふし、長時間働いても残業代が出ないということについてです。

事例 2 は、今年大学を卒業した 22 歳の青年。全国展開のサービス業の会社に就職。給与は基本

給 14 万円、みなし残業代 7 万円。毎日遅くまで働いているし、月に 2 日ぐらいしか休めない。長時間働いているので残業代が出ると思うのだが、なぜでないのかという相談でした。

事例 1 は、求人票と実際の労働条件の乖離という問題があります。現在、人の確保が難しくなっていることから、誇大な条件を明示して集めるという方法がトラブルになっています。ハローワークに情報提供を行うことを勧めました。次に基本給 10 万円というのは、千葉県の最低賃金である時給 777 円を下回っていることです。ただ、ポイント給という歩合給の額によっては違法にならないこととなります。

事例 2 の基本給 14 万円は、千葉県の最賃額をギリギリ超えています。しかし、東京の場合は最賃以下になります。定額残業代で長時間労働を常態化しています。

事例に共通することは、固定残業代として給与に組み入れることで、賃金が高いかのように見せていること。何時間分の残業代なのか、本人には知らされていないということです。最低賃金を引き上げることと求人票に基本給と固定残業代を分離して表示させることが必要です。【中林】